

西宮市乳幼児発達相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身の成長、発達の著しい乳幼児期に、乳幼児発達相談を実施することにより、乳幼児健康診査等で発見された、発達上問題のある乳幼児に対して、心と身体の総合的な発達指導を行い、疾病や障害への移行を最小限にすることによって、乳幼児の健全な発達に資することを目的とする。また、それぞれの乳幼児の発達特性を踏まえた育児助言や心理的フォローを個別に行うことにより、保護者の育児不安を軽減することを目的とする。

(実施対象者)

第2条 乳幼児発達相談の対象者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 乳幼児健康診査において必要とされた乳幼児とその保護者
- (2) 乳幼児健康相談で必要とされた乳幼児とその保護者
- (3) 電話相談・家庭訪問等で必要とされた乳幼児とその保護者

(実施場所)

第3条 乳幼児発達相談は、各保健福祉センター等で実施する。

(周知方法)

第4条 乳幼児発達相談の実施にあたっては、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、電話相談及び家庭訪問等において対象者の保護者に対して案内する。

(実施方法)

第5条 乳幼児発達相談は次に定めるところにより実施する。

- (1) 乳幼児発達相談の内容は、問診、身体計測、小児科診察、育児相談、心理相談、発達段階に応じた遊び方指導等とする。
- (2) 乳幼児発達相談は、小児科医師、理学/作業療法士、保健師、看護師、心理相談員、保育士、その他の者により行う。なお、乳幼児発達相談にあたっては、各部署の連携を十分にとり、また共通の指導重点事項の確認等意志統一を図るよう努めるものとする。
- (3) 乳幼児発達相談の結果は、所定の記録用紙に記載する。記録は市が保管し、事後の保健指導及び育児支援のために活用する。
- (4) 乳幼児発達相談の日程、流れ、従事者数、その他実施細目については、年度毎に定めるものとする。

(事後措置)

第6条 乳幼児発達相談の結果は、当日保護者に通知するとともに、必要に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 要精密検査と判定された乳幼児に対しては、医師が専門医療機関、療育機関等を受診するよう勧奨し、紹介状を発行する。

- (2) 要医療と判定された乳幼児に対しては、医師が医療機関を受診するよう勧奨し、適切な指導を行う。
- (3) 要経過観察と判定された乳幼児に対しては、事業継続、他事業紹介、または地区担当保健師フォローとし、必要時関係機関を紹介する等、適切な指導を行う。

(関係機関との連携)

第7条 乳幼児発達相談の計画の策定及び事業の実施について、一般社団法人西宮市医師会等関係機関と十分に連携をとるとともに、協力を求め事業の円滑な推進を図るものとする。

(規定外事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成13年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から実施する。